

東京高等裁判所 令和●●年（○○）第●●号 公売予告通知書の法人税延滞税12,528,500円の取消請求控訴事件

国側当事者・国

令和2年3月4日原判決一部変更・棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、令和元年7月17日判決、本資料・徴収関係判決平成31年（令和元年）判決分（順号2019-20））

判 決

控訴人	X
被控訴人	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	本村 行広 須波 敏之 菊地 翔太 米窪 康幸 八野 沙絵 猪俣 翔太

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 本件訴えのうち、原判決別紙租税債権目録（5）記載順号13のA株式会社の法人税の延滞税1252万8500円のうち927万5700円を超える部分の納付義務が存在しないことの確認を求める部分を却下する。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は第1、2審を通じ、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人の被控訴人に対するA株式会社の滞納国税の納付義務のうち原判決別紙租税債権目録（5）記載順号13の法人税の延滞税1252万8500円の納付義務が存在しないことを確認する。

第2 事案の概要（以下においては、特に断らずに原判決記載の略称を用いることがある。）

- 1 （1）控訴人は、A株式会社（訴外会社）の国税の納付について納税保証をした者であるが、被控訴人は、控訴人に対し、平成30年10月9日付け公売予告通知書で、平成27年3月31日に差押え（第2差押え）をした原判決別紙物件目録（1）記載1の控訴人の不動産につき、控訴人の保証に係る原判決別紙租税債権目録（5）記載の滞納国税の徴収のため公売見込みである旨の通知をした。

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、上記租税債権目録（５）記載順号１３の訴外会社の法人税（課税期間昭和６３年８月１日から平成元年７月３１日まで、納期限平成４年６月２２日、督促年月日同年７月２４日）を基礎とする延滞税１２５２万８５００円（本件延滞税）につき、①保証の対象外であること、②消滅時効の完成、③国税還付金の充当等による一部納付等を主張して、納付義務の不存在の確認を求めた事案である。

（２）原判決は、控訴人の主張をいずれも退け、控訴人には本件延滞税の納付義務があるとして請求を棄却した。

（３）控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。当審において、被控訴人は、後述のとおり、原審の口頭弁論終結後に本件延滞税の一部免除を行い、本件訴えのうち上記一部免除後の残額を超える部分については確認の利益を失ったとして、同部分の却下を求める本案前の主張をした。

２ 前提事実、控訴人の主張及び被控訴人の主張は、当審において変更されたものを含めて後記３のとおり補正し、後記４のとおり当審における被控訴人の本案前の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第２ 事案の概要」の２から４（項番号は当審で補正後のもの。以下同じ）までに記載のとおりであるから、これを引用する。

３ 原判決の補正

- （１）原判決２頁６行目の「原告」を「税理士である控訴人」と改める。
- （２）原判決３頁７行目、１７行目及び４頁５行目の「当庁」をいずれも「東京地裁」と改める。
- （３）原判決４頁２５行目冒頭の「２」を「３」と改める。
- （４）原判決５頁５行目の「平成３０年５月」を「令和元年８月９日」と、５行目から６行目の「８１７万４００７円」を「８６１万３５５０円」とそれぞれ改める。
- （５）原判決５頁８行目冒頭の「３」を「４」と改める。

４ 当審における被控訴人の本案前の主張

引用に係る原判決第２の２（以下「前提事実」という。）（１）のとおり、平成９年５月に控訴人とＣ（訴外会社の代表取締役）の連名による納税保証書の提出による納税保証がされていたところ、平成２１年３月２日、本件延滞税の計算の基礎となった法人税に係る本税の全額が納付され、延滞税が加算されることがなくなった。東京国税局長は、これを踏まえ、原審口頭弁論終結後の令和元年６月１２日付けで、控訴人の資力から見て控訴人に滞納処分を執行した場合に徴収できると認められる金額が対象期間（平成１０年５月２３日から平成２１年３月２日まで）の納付すべき税額を上回ることから、国税通則法６３条５項にいう「納付すべき税額に相当する担保の提供（中略）を受けた場合」に該当すると判断し、国税通則法６３条５項、租税特別措置法（平成２５年法律第５号による改正前のもの。以下「措置法」という。）９４条２項を適用して、本件延滞税のうち３２５万２８００円を免除した（以下「本件一部免除」という。）。これにより本件延滞税のうち、本件一部免除後の残額である９２７万５７００円を超える部分の納付義務が不存在であることは争いがなくなり、確認の利益がなくなったから、同部分に係る訴えは却下すべきである。

第３ 当裁判所の判断

１ 当裁判所は、本件一部免除の事実が認められ、本件訴えのうち、９２７万５７００円を超える部分の納付義務が存在しないことの確認を求める部分は確認の利益を失ったから却下すべきであり、その余の控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、

後記2のとおり当審における被控訴人の本案前の主張に関する判断を示し、当審における控訴人の追加変更後の主張に対する判断を含めて後記3のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における被控訴人の本案前の主張に関する判断

証拠（乙17、18）に弁論の全趣旨を併せると、東京国税局長が令和元年6月12日付けで国税徴収法63条5項、措置法94条2項を適用して本件一部免除を行い、これによって本件延滞税のうち325万2800円の納付義務が免除され、その残額は927万5700円となったことが認められる。

ところで、控訴人の提起した本件訴訟は、本件延滞税の納付義務が存在しないことの確認を求める公法上の法律関係に関する確認の訴え（行政事件訴訟法4条）であって、いわゆる実質的当事者訴訟に当たる。そして、かかる訴えが適法とされるためには確認の利益が認められることを要するところ、租税の納付義務の不存在確認訴訟においては、税務署長等が提訴者の法的地位を否認したり、これと相容れない地位を主張したりするなどして、提訴者がこれに係る滞納処分を受けるおそれがあるなど、その地位に不安を与えている場合に確認の利益が認められると解するのが相当である。

他方、国税徴収法63条5項による延滞税の一部免除は、滞納に係る国税の全額に相当する財産の差押えがあった場合又は納付すべき税額の全額に相当する担保の提供があった場合には、延滞税により納付を間接強制する必要性が減少するという観点から、その差押え又は担保提供に係る国税を基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保提供がされている期間のうち年14.6%の延滞税が適用される期間（同法60条2項本文）に対応する部分の金額の2分の1（年7.3%）に相当する金額（ただし、措置法94条2項により、特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法15条1項1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）が年7.3%に満たない期間については上記の金額とこの金額に年7.3%の割合から同期間の特例基準割合（0.1%未満の端数がある場合は切捨て）を控除した割合が年7.3%の割合のうち占める割合を乗じて計算した金額との合計額）を限度として免除するもので、差押え又は担保提供された財産の価額（担保が納税保証人の保証である場合は、当該保証人に対して滞納処分を執行した場合に徴収できると認められる金額）について判定の上で、これに該当すると判断された場合に税務署長等の職権で行われる。

そうすると、本件延滞税のうち本件一部免除後の残額である927万5700円を超える部分については、本件一部免除により納付義務が確定的に消滅してこの部分について滞納処分等を受けるおそれは解消しており、本件訴えのうちこれに係る部分については、確認の利益がなくなったといわざるを得ないから、不適法として却下すべきである。

3 原判決の補正

- (1) 原判決7頁5行目から6行目の「本件訴訟の口頭弁論終結日である令和元年5月8日の時点」を「当審における本件訴訟の口頭弁論終結日である令和2年1月8日の時点」と改める。
- (2) 原判決7頁9行目の「平成30年5月」を「令和元年8月9日」と改め、22行目の末尾の次に「その後が発生したとうかがわれる国税還付金についても本件延滞税に充当ないし納付処理されたとは認められない。」を加える。

(3) 原判決8頁5行目の「主張するが」を「主張し、当審において、前提事実(4)の第2差押えと前提事実(5)の第3差押えが違法である旨を追加して主張するが、上記追加主張を含め」と改め、6行目の「許されないものであるし、」の次に「上記追加主張はそもそも本件延滞税の納付義務を左右するものではなく、」を加える。

第4 結論

以上によれば、本件訴えのうち、本件延滞税中927万5700円を超える部分の納付義務が存在しないことの確認を求める部分は、確認の利益がなくなったから却下すべきであり、その余の控訴人の請求は理由がないから棄却すべきである。よって、原判決をこれに従って変更することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 小川 秀樹

裁判官 瀬戸口 壯夫

裁判官 間 史恵